

第 2 0 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 7月16日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

市内各区の環境事業所所長及び環境局作業課が、名古屋市環境局、「警告」（記載文省略）「駐停車禁止」（記載文省略）と記載した広告物及び品目別掲示板（以下「本件広告物等」という。）を路上に設置した際、住宅都市局都市景観室が名古屋市屋外広告物条例（昭和36年条例第17号。以下「条例」という。）に基づいて、本件広告物等の設置を許可したことが証明出来る、設置許可に関わる全ての文書。

平成24年度、25年度及び26年度の 7月15日迄の文書。（以下「本件行政文書」という。）

2 同月23日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 8月19日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件広告物等は、条例第 7条第 1項第 3号に定める「自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づいて表示し、又は設置するもの」に該当しないため、条例第 4条に基づいて広告物の設置許可申請書が提出されて

いるはずである。したがって、本件行政文書がないとすると、本件広告物等は違反広告物となる。

(2) 実施機関が本件広告物等を撤去していないことから、条例に基づき本件広告物等を路上に設置することができる何らかの文書が存在しているはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件広告物等は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に定める「自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づいて表示し、又は設置するもの」に該当するものと判断しており、条例第 4 条第 1 項の適用を除外することができる広告物として取り扱っており、許可申請の必要はないため、請求に係る文書は作成又は取得していない。
- 2 汚染又は破損された状態にある広告物は、条例第 6 条の 2 各号に定める禁止広告物に該当し、設置することはできない。そのため、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当し、屋外広告物許可の適用対象外とされた広告物について、その後、汚染又は破損された状態に至り、条例第 6 条の 2 各号に定める禁止広告物に該当する場合には、改善するよう行政指導を行うことや除却等の措置命令を行うことはできるが、条例第 4 条第 1 項に基づく屋外広告物許可が必要となるものではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 本件広告物等は、ごみの収集運搬が円滑に執行されるように収集場所を適切な状態に保つ必要があるため、環境局作業課及び各区環境事業所が公衆に注意を促す目的で、道路上に設置しているものである。

(2) 本市において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、条例第 4 条第 1 項の規定に基づき広告物設置許可を受けなければならない、名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年規則第60号。以下「細則」という。）第 3 条第 1 項に基づき、屋外広告物許可申請書を提出しなければ

ならない。この場合、細則第 3 条の 2 において、当該屋外広告物許可は、その許可を受けようとする者に、屋外広告物許可書を交付することによって行うとされている。

しかし、条例第 7 条第 1 項各号に規定された広告物又は掲出物件については、広告物設置許可を受けずとも表示し、設置することができる。

(3) 本件広告物等が屋外広告物許可適用除外か否かに係る実施機関の判断について

条例第 7 条第 1 項第 3 号に定める「自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づいて表示し、又は設置するもの」について、実施機関は、当該広告物の設置者が所有権を有する場合に限らず、実質的に管理している場合を含むものとしている。

本件広告物等が設置されているごみの収集場所については、環境局作業課及び各区環境事業所が、収集の必要上実質的に管理していること、及びごみの収集運搬が円滑に執行されるように収集場所を適切な状態に保つため、公衆に注意を促す目的で管理上の必要に基づいて本件広告物等を設置していることから、実施機関は、本件広告物等は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当すると判断している。

3 以上より、実施機関が、本件広告物等について、条例第 4 条第 1 項に基づく許可申請を不要と判断していることから、本件広告物等を路上に設置することを許可した屋外広告物許可書は存在しないと判断する実施機関の説明は不合理とまではいえず、他に設置を許可したことが証明できる文書の存在を認めるに足りる事情も認められない。

4 したがって、本件行政文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年11月19日	諮問書の受理
12月12日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月19日	実施機関の弁明意見書を受理
平成27年 2月 2日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論

	意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
2月27日	異議申立人の反論意見書を受理
平成29年11月10日 (第2回 第2小委員会)	調査審議
平成30年2月21日 (第5回 第2小委員会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
4月19日 (第7回 第2小委員会)	調査審議
5月7日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 清水綾子、委員 豊島明子